

飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例について

## 1 条例策定の経緯

令和 4 年 3 月 4 日に「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（以下、ガイドラインという。）が制定されたことに伴い、各地域における中小企業の事業再生及び経営者の再チャレンジ等を後押しするため国（中小企業庁）から、独自の融資制度を持ち保証協会と損失補償を契約している自治体に関係条例の整備を要請されたもの。

### 【効果】

- ① 迅速かつ抜本的な事業再生を行うことにより、地域経済の活性化や雇用の確保等に繋がる。
- ② 保証協会と金融機関の連携により、中小企業者の早期かつ抜本的な事業再生支援や経営支援が可能となる。
- ③ 早期事業再生により、企業の倒産を回避し、債権回収の最大化等に繋がる。

### 【対象融資制度】

- ・ 飯塚市事業継続応援資金融資 令和 2 年度実施 法人 300 万円 個人 150 万円  
償還期間 10 年（据置 5 年） 貸付件数 約 230 社

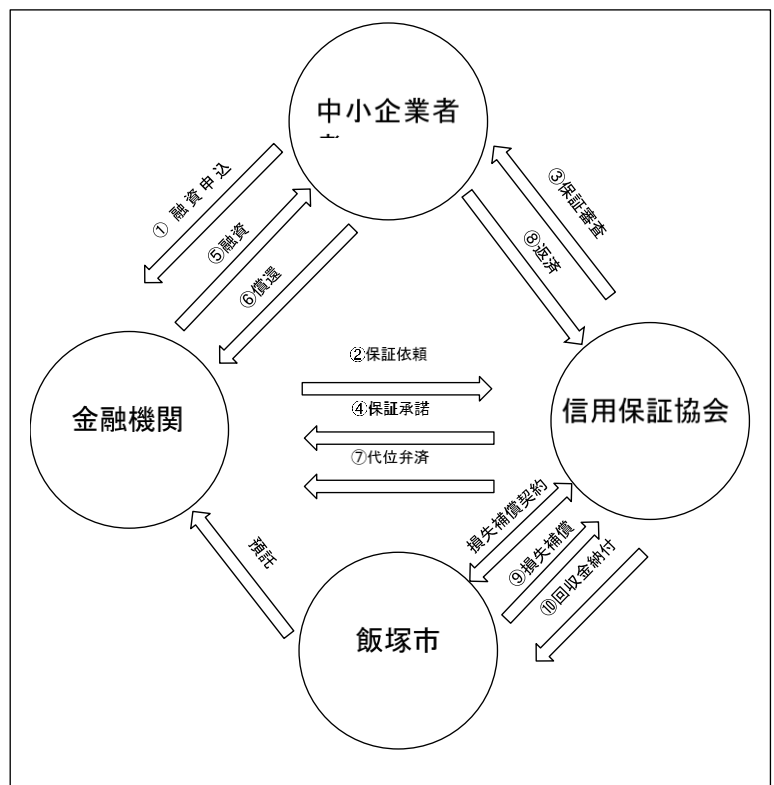
## 2 現在の融資制度の仕組み

### ・ 市独自融資制度の創設

預託金の納付（市→金融機関）

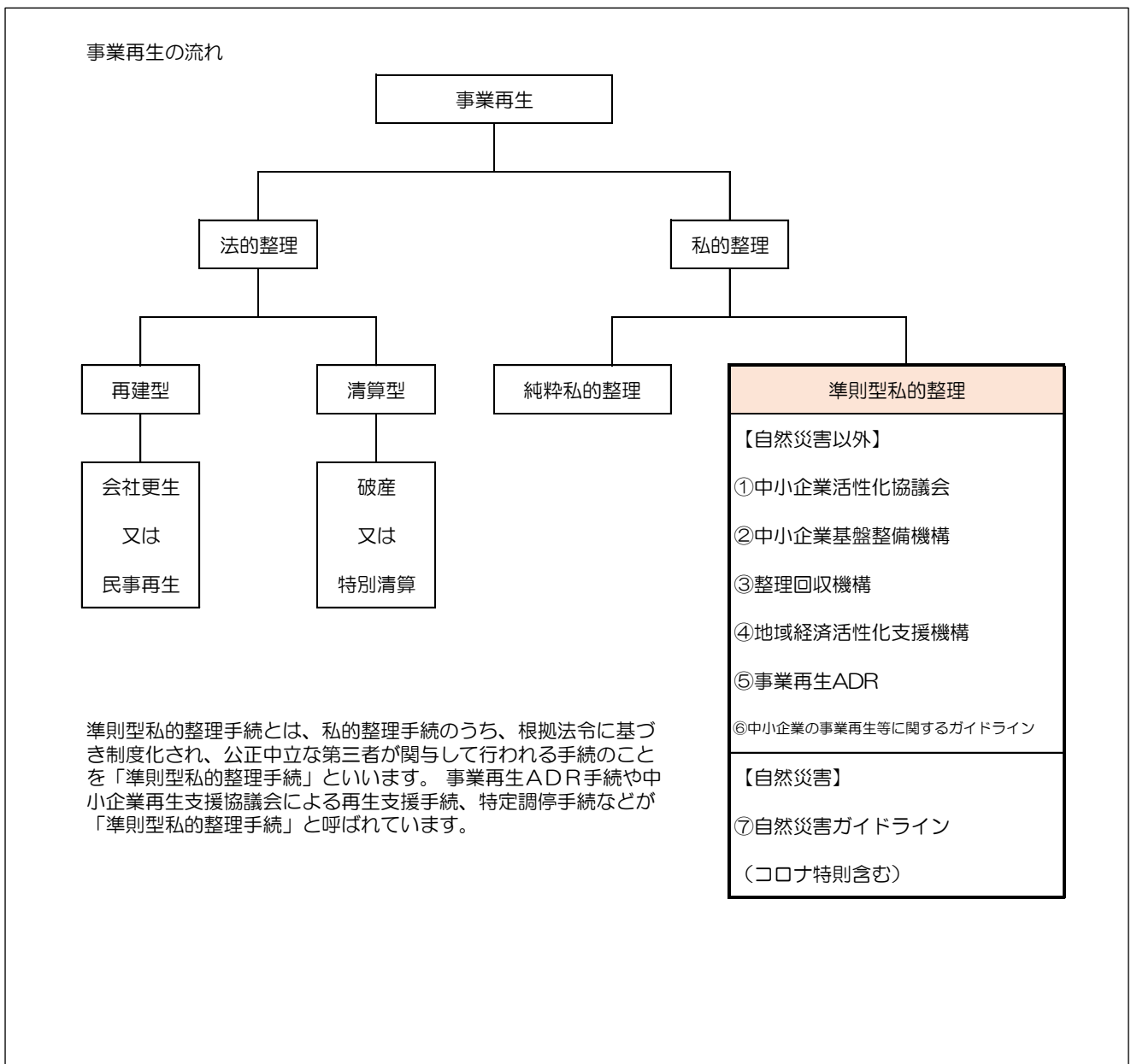
損失補償契約（市↔保証協会）

- ① 融資申込（企業者→金融機関）
- ② 保証依頼（金融機関→保証協会）
- ③ 保証審査（保証協会→企業者）
- ④ 保証承諾（保証協会→金融機関）
- ⑤ 融資実行（金融機関→企業者）
- ⑥ 償還（企業者→金融機関）
- 【償還不能等になった場合】
- ⑦ 代位弁済（保証協会→金融機関）
- ⑧ 返済（企業者→保証協会）
- ⑨ 損失補償（市→保証協会）
- ⑩ 回収金納付（保証協会→市）



### 3 条例制定が必要な理由

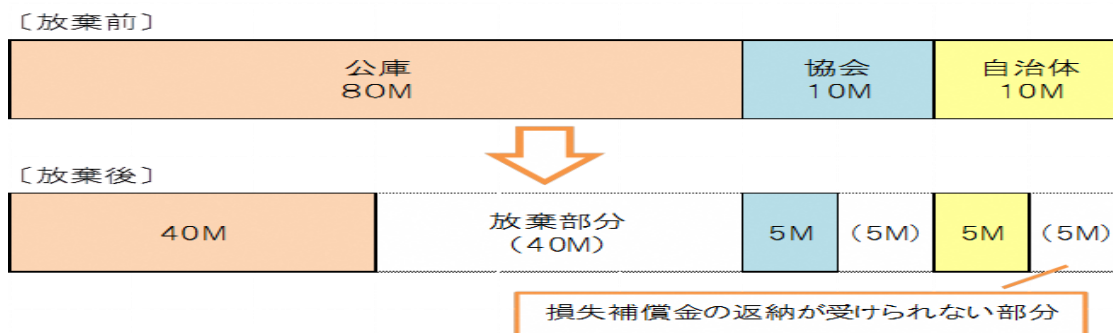
ガイドラインにおいては、将来において継続的に収入を得る見込みがある債務者が、期限の猶予とともに、分割払いによる債務の減免を要請することが認められているため、信用保証協会が中小企業の事業再生等を目的として求償権放棄等に取り組む際、自治体の損失補償付き制度融資の場合、自治体の承認が必要となる。また、私的整理においては、全債権者が債権放棄に対する合意を形成する必要がある。市としては、再生計画の提示後1から2か月程度までに速やかに求償権放棄を承認する必要がある。このため、国からの要請である「条例に特別な定めを行い、自治体の長限りで求償権の放棄の承認を行えるようにする」に基づき、本条例を制定するもの。ただし、直近の議会に債権放棄を報告する。



## 【私的整理の流れ】

	事業再生の着手	債権者集会 (ハンクミーティング)の 開催	債権放棄の正式 申請	代位弁済	求償権放棄	保険金及び 損失補償金支払 い
中小企業者	保証協会を含む 金融機関に連絡	専門家や支援機 関等を交えて事業 再生計画の策定 (通常2カ月程 度)	事業再生計画(最 終版)をハンクミー ティングで金融機関に 提示		事業再生計画に 基づく弁済金を一 括支払	
保証協会	・事業再生計画策 定の情報を入手。 ・求償権放棄に伴 う事業再生計画 の場合、公庫と自 治体へ第一報連 絡	・ハンクミーティ ングへの出席等により再 生計画の進捗状 況や各金融機関 の意向を確認。 ・必要に応じて公 庫・自治体へ計画 案(ドラフト)の提 供するとともに個 別協議の実施	・事業再生計画の 応諾についての意 思決定 ・公庫及び自治体 へ求償権放棄の 事前承認申請書 及び事業再生計 画(最終版)の提 出 ※再生計画の応 諾期間は再生計 画提示後1ヶ月	金融機関に代位 弁済を行い、協会 が求償権を取得	・弁済金受領し、 残額について <b>求 償権放棄を実施</b> ・公庫・自治体に 対して求償権放 棄実施通知	
日本政策金 融公庫	スケジュール確認	・進捗状況の確認 ・計画案等内容確 認	・申請内容の審査 ・求償権放棄の承 認	代位弁済実施通 知を受領	求償権放棄通知 を受領	保険金の支払い (通常、代位弁済 日の2か月後支 払い)
自治体	スケジュール確認	・進捗状況の確認 ・計画案等内容確 認	・申請内容の審査 ・求償権放棄の承 認		求償権放棄通知 を受領	損失補償金の支 払い(通常代位 弁済した翌年度の支 払い)

例) 1億円の求償権のうち50百万円放棄(100%保証、填補率80%、損補1/2)の場合



【独自融資制度をもつ自治体のうち福岡県信用保証協会と何らかの契約がある自治体】

11 団体

(福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、飯塚市、田川市、中間市、豊前市、大川市、大牟田市、柳川市)

うち、損失補償契約をしている自治体(要条例制定)8 団体

- ・ 条例制定済 6 団体 (福岡県・福岡市・北九州市・久留米市・柳川市・大牟田市)
- ・ 未制定 2 団体 (豊前市(3月制定予定)・飯塚市)